



東京学芸大学 先端教育人材育成推進機構  
外国人児童生徒教育推進ユニット 研修用動画 2024～

# 高等学校における日本語指導の制度化 「特別の教育課程」としての 編成・実施について



本資料の利用について  
教育・研修を目的とした利用に限ります。資料として  
ご利用を希望する場合は、コンテンツの出典として  
「利用する資料等の作成者・執筆者」「利用する資料  
等が作成・公開された事業名」「コンテンツが示され  
ているウェブサイトのURL」を明記して利用してくださ  
い。部分的な切り取りや加工をして利用することは  
禁じます。

外国人児童生徒教育推進ユニット  
齋藤ひろみ・見世千賀子（東京学芸大学）

東京学芸大学先端教育人材育成推進機構・外国人児童生徒教育推進ユニットでは、2024年度、オンラインで研修「多様性が活かせることばの教育」を実施しています。

研修 「多様性が活かせることばの教育」

研修A 「文化間移動をする高校生の日本語指導」

研修B 「幼・小・中・高を結ぶことばの学び」

本動画は、「特別の教育課程」による日本語指導の編成・実施に関する基本的な情報を提供するものです。基礎的として、研修Aを受講する方は、事前にご覧ください。

本研修用動画（3パート）

<1>基本的な考え方と制度の解説

<2>「特別の教育課程」として日本語指導を編成・実施のポイント

<3>高等学校における日本語指導の現状と課題



本研修用動画の内容は、本学が受託した文部科学省「高等学校における日本語指導体制整備事業」（令和4年・2022年度）の二つの成果物に基づいています。詳細は、直にアクセスしてご覧ください。

## 『高等学校における外国人生徒等の受入れの手引』

高等学校における外国人生徒等の受入れの手続き、日本語指導の仕組み、支援体制作りに関する考え方や事例、そして関連する情報で構成しています。

[https://kodomonihongo.u-gakugei.ac.jp/.assets/M22\\_koko\\_nihongo\\_tebiki.pdf](https://kodomonihongo.u-gakugei.ac.jp/.assets/M22_koko_nihongo_tebiki.pdf)

## 『高等学校の日本語指導・学習支援のためのガイドライン』

日本語指導、教科指導・教科学習支援、キャリア教育、多文化共生教育に関し、具体的な内容構成や実施方法を提案します。本事業で実施した調査を通して収集した具体例や実践・取り組み事例、また、関係者の声なども採録しています。

[https://kodomonihongo.u-gakugei.ac.jp/.assets/M22\\_koko\\_nihongo\\_guideline.pdf](https://kodomonihongo.u-gakugei.ac.jp/.assets/M22_koko_nihongo_guideline.pdf)





東京学芸大学 先端教育人材育成推進機構  
外国人児童生徒教育推進ユニット 研修用動画 2024～

# 高等学校における 外国人生徒等教育・日本語指導の 基本的な考え方



# 高等学校における外国人生徒等教育の課題

- 1) 外国人生徒等の学習の機会の保障
- 2) 計画的組織的な指導・支援による日本語指導の質的改善
- 3) 外国人生徒等の修了後の社会参画・キャリア支援の充実
- 4) 多文化共生の実現に向けた市民性の育成への取組
- 5) 担当者の専門性の向上と地域における支援ネットワークの形成

## 1) 外国人生徒等の学習の機会の保障

外国人生徒等が、国籍や制度によって教育の対象外となり、学習する権利が奪われるようなことがないよう努めることが求められる。**全ての生徒に教育を受ける権利を保障する**ために、外国人生徒等教育・日本語指導の体制整備を推進する必要がある。同時に、学校の教育課程の制度上の独自性、地域の社会的状況に目を配り、それぞれの**学校に適した仕組みを構築し、多様性と包摂性を実現する**ことが期待される。

## 2) 計画的組織的な指導・支援による日本語指導の質的改善

日本語指導及び教科学習支援を、高等学校の様々な教育活動・学習体験と関連付け、生徒の置かれている状況に応じて、問題の解決や課題の達成により自己実現するための力を育む教育を行う。そのために、生徒一人ひとりの実態の把握を適正に行い、個々のニーズに応じて指導計画を設計し実施する。さらに、定期的に学習評価を実施し、計画、実践、評価、改善を重ねながら実施する仕組みをつくる。

特に、日本語指導においては、言語知識・スキルにのみに意識が向けられることなく、また近視眼的な就職や進路の選択支援に終わることなく、母語や母文化等の文化的多様性を発揮しつつ日本語を使って自身の道を切り拓く若者の教育として具現化されることが必要である。



### 3) 外国人生徒等の修了後の社会参画・キャリア支援の充実

高等学校の出口である進学・就職は、生徒にとっては社会参画のスタートともなります。生徒のキャリア形成を念頭に地域の社会・産業構造、就業・進学の仕組みなどの具体的な学習とともに、社会的存在として自己認識を形成する教育を行います。

### 4) 多文化共生の実現に向けた市民性の育成への取組

民主的で人々の尊厳が保たれるよりよい社会をつくるために、共生社会の一員として、日本人生徒や地域の市民と共に、文化的特性を相互に尊重し合う態度を育成するとともに、社会を批判的に読み解きよりよい社会を切り拓く担い手となるために市民性を育みます。

## 5) 担当者の専門性の向上と地域における支援ネットワークの形成

担当する教員・支援者の専門性と教職員全体の上記課題の改善の必要性に関する認識の形成を図るとともに、生徒を取り巻く、指導者・支援者・学校組織、地域支援者、地域社会との関係を構築し、それを生徒にとっての社会的関係資本として機能するような、教育コミュニティを形成することを目指す。

### 教育の公正性の点から

- ・ 高等学校で学ぶ機会へのアクセスとして、外国人生徒等のための特別定員枠や特別な措置等を設けることの重要性
- ・ 来日年齢や来日後の事情により学齢超過で教育を受ける機会を得られなかった若者や、高等学校入学を断念した外国人青年の教育
- ・ 高等学校の外国人生徒等教育に関する新たな認識の形成と指導・支援の枠組みの構築
- ・ 教育成果を学校間（小・中学校・大学等）、地域社会や企業と共有しつつ、各地域の多文化共生を推進・発信



東京学芸大学 先端教育人材育成推進機構  
外国人児童生徒教育推進ユニット 研修用動画 2024～

# 高等学校における日本語指導の制度化 「特別の教育課程」としての編成・実施



## 用語について

### 外国人生徒等：

外国籍生徒、および日本国籍で海外にルーツがある生徒・国際結婚家庭等の家庭内に日本語日本文化以外の言語文化環境がある生徒

### 日本語指導が必要な生徒：

「日本語で日常生活が十分にできない（児童）生徒」および「日常会話ができていても学年相当の学習言語が不足し、学習活動への参加に支障が生じており、日本語指導が必要な（児童）生徒」（文科省定義）



# 1 日本語指導における「特別の教育課程」とは

- 日本語の能力に応じた特別の指導が必要な児童生徒に対して、在籍学級以外の教室で、個別の指導を行う実施形態。
- 小・中学校では、平成26年度から導入。
- 個人を対象とし、生徒一人一人の日本語の能力等を踏まえて個別の指導目標、指導内容、単位数等を決定し実施。
- 高等学校、中等教育学校又は、特別支援学校の高等部では、令和5年4月から導入。
- 当該生徒の日本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導を、教育課程に加える、又は、その一部に替えることができる。



## 2 「特別の教育課程」による 日本語指導の単位修得①

- 教育課程に加える場合（授業時数の増加）

各学科に共通する 必履修教科・科目	総合的 な探求 の時間	選択教科・科目	日本語の能 力に応じた 特別の指導	特別 活動
----------------------	-------------------	---------	-------------------------	----------

- 一部に替える場合（授業時間数は増加しない）

各学科に共通する 必履修教科・科目	総合的 な探求 の時間	選択教 科・科 目	日本語の能力に 応じた特別の指 導	特別 活動
----------------------	-------------------	-----------------	-------------------------	----------

目標から見て満足できると認められる場合、  
単位を修得したことを  
認定できる



## 2 実施上の留意点

- 修得単位数は21単位を超えない範囲で、卒業までに履修させる単位数(74単位)に含めることができる。
- 障がいに応じた特別の指導も行っている場合は、それと合わせて21単位までとなる。(日本語の特別の指導+障がいに応じた特別の指導⇒21単位を超えない)
- 教育課程の編成上、特別の教育課程をもって替えることができない科目がある。

必履修教科・科目、総合的な探究の時間、普通科以外で全ての生徒に履修させる学校設定教科に関する科目、専門学科において全ての生徒に履修させる専門教科・科目、総合学科における「産業社会と人間」、および特別活動



## 2 「特別の教育課程」による 日本語指導の単位取得② 加える場合の例

各学科に共通する 必履修教科・科目	総合的 な探求 の時間	選択教科・科目	日本語の能 力に応じた 特別の指導	特 別 活 動
----------------------	-------------------	---------	-------------------------	------------------

- 例：全日制の7時間目を活用した放課後補習の時間、定時制課程の0時間目等に定期的に指導。長期休業期間等に集中的に指導。（夏期講習、入学式前等）
- 1回50分の日本語指導を、週2回、35週受ければ、2単位とすることができる。長期休業中に、1回3時間で12回の日本語指導を受ければ、1単位相当とみなすことができる。
- 家庭では日本語を使うことがほとんどなく、長期休業中に日本語の力を保持することが難しい環境に置かれている生徒もいる。そうした場合には、特に長期休業中の日本語指導が重要な意味を持つ。

## 2 「特別の教育課程」による 日本語指導の単位取得② 一部に替える場合の例

各学科に共通する 必履修教科・科目	総合的 な探求 の時間	選択教 科・科 目	日本語の能力に 応じた特別の指 導	特 別 活 動
----------------------	-------------------	-----------------	-------------------------	------------------

- 選択科目に「特別の教育課程」による「日本語指導」を設定し、指導。
- 必履修科目以外の科目において「取り出し」による指導。

例：全日制の場合、2・3年生の自由選択の時間を活用して。



### 3 対象となる生徒とは

- 国籍を問わず、日本国籍、外国籍のいずれも対象。
- 特別定員枠、一般入学者選抜で入学した生徒の別なく対象。
- 一定期間海外に在留した後に来日または帰国した生徒、日本国内で生まれ育ったが、家庭内で日本語以外の言語を使用する生活歴のある生徒等のうち、学校生活を送るとともに各教科等の学習活動に取り組むための日本語の能力が十分でない生徒。
- 個々の生徒について、「特別の教育課程」を編成して日本語指導を行うか否かの判断は、在籍学校の校長の責任の下に行う。
- 日本語の能力に応じた特別の指導を担当する教師をはじめとする複数人によって、生徒の日本語の能力等の実態を多面的な観点から把握・評価した結果を参考とすることが必要。



## 4 担当する教師

- 高等学校教員免許状を有する教師  
(日本語の指導に関する知識や経験を有する教師であることが望ましいが、特定の教科の免許状を保有している必要はない。)
- 日本語指導担当教師の役割
  - 日本語の能力等をはじめとした生徒の実態の把握、指導計画の作成、日本語の指導及び学習の評価など。
  - 在籍学級の担任教師との定期的な情報交換、助言など。



## 5 実施形態は

- 個別もしくは少人数での指導

①生徒が在籍する学校において指導を受ける

②他の学校に週に何単位時間か定期的に通学し、指導を受ける。

(いわゆる、「他校通級」学校教育法施行規則第86条の3)

③日本語の指導を担当する教師が該当する生徒が在籍する学校に赴き、または複数の学校を巡回して指導を行う。



# 5 日本語指導・教科学習支援の実施形態・場所

	実施形態	科目・時間	指導内容	場所
日本語指導	取り出し指導	選択科目等の時間に「特別の教育課程」として	日本語(対象生徒向けに設計)	別室
	補習(指導)	放課後・長期休業時等に「特別の教育課程」として		
	一斉指導	日本語関係の学校設定教科・科目	日本語・言語文化等の外国人生徒等対象に構成された内容	一般教室
教科学習支援	取り出し指導	教科、学び直しのための学校設定教科・科目等	教科(対象生徒向けに調整)	別室
	入り込み指導		教科(通常授業)	一般教室
	一斉指導		教科(通常授業)	
	補習(支援)	教育課程外	日本語・教科(対象生徒向けに設計)	別室

## 5 実施形態－「他校通級」の留意点

- 他の学校において指導を行う場合の取扱いは、指導を受ける生徒の在籍校の設置者が適切に定める必要がある。
- 指導を受ける生徒の「特別の教育課程」については、生徒の在籍校が責任をもって編成する。
- 「他校通級」を行う際には、移動時間が長くならないよう、できるだけ近隣の学校に通学したり、放課後や昼休み後の時間に他校に通学する時間を設定したりするなど、移動時間が前後の授業時間にかからないように配慮する必要がある。



## 6 評価・単位の認定は

- 学校が定める「個別の指導計画」に従って、生徒が通級による日本語指導を履修し、その成果が個別に設定された指導目標から見て、満足できると認められる場合には、当該学校の単位を修得したと、認定できる。
- 年度途中の編入等により指導時間が1単位に満たない場合、次年度に不足分を補えば、単位として認めることができる。



# 7 指導要録への記載

- 指導要録については、高等学校生徒指導要録（参考様式）及び〔視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校〕高等部生徒指導要録（参考様式）の様式1（学籍に関する記録）裏面の「各教科・科目などの修得単位数の記録」及び様式2（指導に関する記録の「各教科・科目等の学習の記録」の「総合的な探求の時間」の欄の次に「日本語指導」の欄を設けて修得単位数の計を記載すると良い。

各教科・科目等の修得単位数の記録

教科	科目	修得単位数
国語	現代の国語	
	読	
地理歴史		
公民		
数学		
理科		
外国語		

教科	科目	修得単位数
学校設定教科		
主として専門学科に		
音楽		
工業		
商業		
水産		
家庭		
看護		

教科	科目	修得単位数
おいて開設される各教科・科目		
体育		
音楽		
美術		
家庭		
学校設定教科		

総合的な探求の時間

日本語指導



# まとめ

## 「特別の教育課程」導入された意義

- 公正性：日本語の面で特別なニーズを抱える生徒に対し、不利益を被らないように、個別に必要な対応が制度的に行える。
- 指導要録への記載：すでに教育課程外で行われてきた生徒の日本語学習や教師の日本語補習への努力が、正規の教育課程としてまた単位として認められ、指導要録にも記載できる。
- 個別最適な学び：生徒の状況に合わせて、学校設定教科・科目と組み合わせて、特別の教育課程を編成することで、より高い教育効果が期待できる。

制度の積極的な活用を！





東京学芸大学 先端教育人材育成推進機構  
外国人児童生徒教育推進ユニット 研修用動画 2024～

# 高等学校における日本語指導の制度化 「特別の教育課程」としての 編成・実施について

< 2 >

外国人児童生徒教育推進ユニット  
齋藤ひろみ・見世千賀子（東京学芸大学）



東京学芸大学 先端教育人材育成推進機構  
外国人児童生徒教育推進ユニット 研修用動画 2024～

# 「特別の教育課程」による日本語指導 編成・実施上のポイント



# Ⅰ (1) 生徒の実態把握から支援開始まで

『高等学校における外国人生徒等の受入れの手引』 p.38～

① 生徒の実態把握	<p>&lt;入学前&gt;・入学者選抜時や入学者説明会での様子 ・中学校からの引き継ぎ、入学者選抜試験の結果(得点等)</p> <p>&lt;入学後&gt;・面接による聞き取りや日本語能力の測定の結果 ・学級担任、教科担当教員の学級での様子や授業中の様子</p> <p>以上の資料をもとに、学校として日本語指導、教科学習支援、文化面での配慮が必要かどうかを判断する。</p>
② 本人・保護者の意向確認	本人及び保護者と面談を実施し、学校の見立てを伝えるとともに、指導・支援、文化的宗教的側面への配慮を希望するかを聞き取る。
③ 指導内容、「特別の教育課程」の検討	①に基づき、日本語指導、教科学習支援(取り出し指導、入り込み指導)、文化的側面への配慮に関し、その内容を具体的に検討する。また、日本語指導を「特別の教育課程」として実施するかどうかを決定する。
④ 指導・支援者と実施形態の決定	③で検討した指導・支援を行うために、人的配置を行う(都道府県等に講師の配置等の人的対応を申請、地域の支援団体等に支援員派遣やボランティア紹介を依頼)。さらに、人の配置に応じて、指導の形態と時間数を決定する。修了までの履修計画を立てる。
⑤ 指導計画の設計・開始	指導内容・形態、時間数(単位数)に応じて指導計画を立て、指導・支援を開始する。「特別の教育課程」として実施する場合は「個別の指導計画」を作成する。



## 1 (2) 入学時に把握しておくべき項目

入学説明会	年齢、国籍・在留資格、家族内言語、文化・宗教、家族構成等、経済的状況(奨学金の要否)、使用する名前(本名か通称名か)、日本語指導の希望の有無
入学後の 面談	上記項目の確認 来日日時、国籍・在留資格、配慮が必要な文化的習慣、卒業後の居住予定地、保護者の日本語の力、保護者の母語、連絡方法、健康面で配慮が必要なこと、これまでの日本語学習歴、教科の学習暦、発達特性、地域の学習支援等の有無、日本語の力(自己評価、面談をした教員による見取り)、卒業後の進路の希望
その後の指導・支援で	家族の職業や勤務時間、入学前後の面談で把握できなかったプライバシーに関わる項目



# 1 (3) 中学校からの引き継ぎの重要性

- 中学校等においても日本語指導を受けていた生徒については、指導計画の作成に際して、当該学校から指導内容に関わる情報の引継ぎを受けることも重要。
- 都道府県教育委員会は、市区町村教育委員会がと連携して、中学校等において指導計画の作成を促進し、その内容を高等学校に引き継ぐ体制を構築することが期待される。

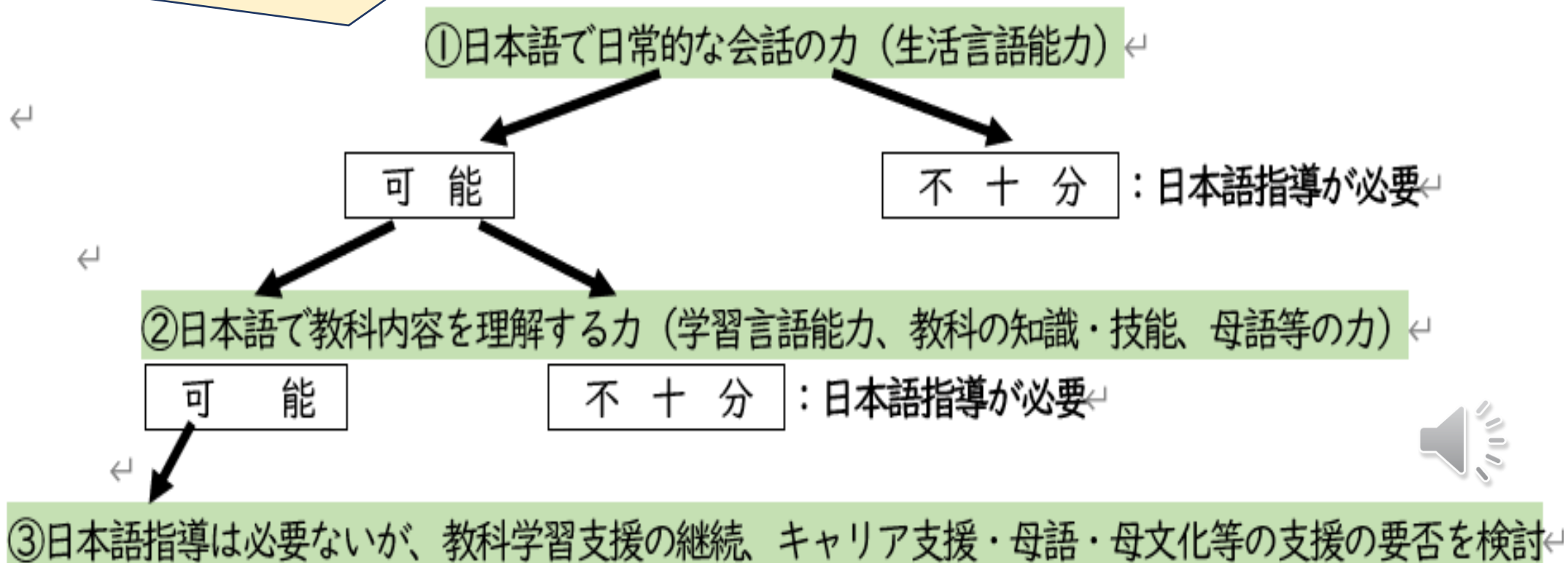


## 2 (1) 指導・支援の要否判断の手続き

### 指導・支援の要否を検討する対象生徒

- ✓ 入学者選抜の特別定員枠を利用して入学した外国人生徒等
- ✓ 一般入学者選抜で入学した外国籍生徒  
／日本国籍で多様な言語文化背景をもつ生徒

『高等学校における外国人生徒等の受入れの手引』 p.41～  
『高等学校の日本語指導・学習支援のためのガイドライン』 p.20～



## 2 (2) 要否判断のための日本語力の把握方法の例

筆記テストや面談等によるパフォーマンス評価などを組み合わせて実施する学校が多く見られる。

### 入学直後の日本語能力の把握方法の例

例1) 自校開発の筆記テスト、日本語と母語の作文、面談

例2) 自校開発の筆記テスト(文法、語彙、作文)、音読、面談

例3) JLPT4級の筆記テスト(漢字・語彙)、面談(会話)

例4) 行動観察、文科省DLA の評価、参照枠で評価

詳細は『高等学校の日本語指導・学習支援のためのガイドライン』pp.18-19を参照

入学当初、あるいは各学年の開始時点で診断的な評価を行い、日本語指導の要否と継続の必要性を判断。

## 2 (3) 指導・支援対象になる3タイプの生徒

A～Cの生徒には、別室での取り出しの日本語指導や教科学習支援を行う。

	滞日期間	日本語の 日常会話 の力	教科学習 のための日本 語の力	母語等、 他の言語 の力	教科の知 識・技能等	日本語指導・教科学習等の 支援の要否
A	短い	なし	なし	学年相当	学年相応	必要 生活適応のための日本語指導から開始
B	3年程度	対応可能	不十分	学年相応	学年相応	必要 日本語指導の基礎的内容の補充と教科学習・自己実現のための日本語指導
		十分	不十分	停滞	遅滞	必要 教科学習・自己実現のための日本語指導
			対応可能	学年相応	学年相応	必要なし(国際結婚家庭の生徒等の一部のみ)
C	4年以上 (日本生まれ含む)	十分	不十分	未発達	遅滞	必要 教科学習・自己実現のための日本語指導
			十分	学年相応	学年相応	必要なし

# 3 指導体制をどう作るか

## (1) 例: 担当者の配置と主な役割

### ① 日本語指導コーディネーター

在籍する学校の教員が「日本語指導コーディネーター」を担当し、「個別の指導計画」等の作成、保護者や他の機関と連携し、全体の指導体制を把握、実施。

### ② 日本語指導を担当する教員

在籍校の教員が、日本語指導補助員や日本語支援者・母語支援者と連携して指導を担当。

### ③ 日本語指導補助員（教員免許の有無は問わない）

外部支援員の立場で、指導計画に基づき、日本語指導担当者と協力して指導にあたる。

### ④ 日本語支援者・母語支援者（教員免許の有無は問わない）

地域などで活動する支援者として、上記の担当者と協力し、日本語学習の支援を行う。



# 3 指導体制をどう作るか

## (2) 地域のリソースの活用・連携

- 学校や地域等の実情に応じて、日本語指導の体制を整備。
- 中心となる役割を果たすのは在籍校の教員。在籍校の教員が、コーディネーターとして、関係者・関係各機関と連携し、「個別の指導計画」等を作成し、全体の指導体制を把握し、実施。
- 日本語指導に関する専門的な知識を有する方、外国語に通じる方を配置し、日本語の能力に応じた特別の指導の補助や母語による支援等を行うことも可能。
- 学校・地域の実情に応じて、国際交流協会やNPO等の関係機関と連携を図ることは、きめ細やかな指導を実施する上で重要。



## 4 保護者との連携・協力

- 生徒が受ける指導の内容、授業時数、指導の場所、学習評価の結果等について、保護者に対して説明を行い、保護者の疑問に答えることが必要。保護者の希望や生徒の進路等も踏まえて、指導内容について、相談の上、理解と協力を得る。
- 必要に応じて母語がわかる支援者の協力を得る。
- 保護者によっては、生徒の実態を正確に把握できず、子どもの日本語能力を過大評価することによって、日本語指導は必要ないと判断するケースがある。本来、日本語指導を必要とする生徒に、適切に指導が行えるように、保護者にも十分に情報を伝えていく必要がある。



## 5 履修計画と「個別の指導計画」

**履修計画**:卒業までの在籍期間に、いつ、どの科目を履修するのかを計画する。

日本語指導の時間を履修計画に配置し、教科と日本語学習を関連づける。

「特別の教育課程の日本語指導」で代替する科目名と単位数を明示的に示す。

**個別の指導計画**:日本語指導のみならず、外国人生徒等を対象とした日本語関連の教科・科目(学校設定教科・科目)、教科学習支援、またキャリア教育・多文化共生に関する取組等、指導・支援の全体について作成する。

外国人生徒等への支援・指導		
履修計画	個別の指導計画	「特別の教育課程」による日本語の取り出し指導・放課後などの日本語指導
		外国人生徒等を対象にした日本語等に関する学校設定科目教科の取り出し指導・教科の授業への入り込み指導
		進路指導・キャリア教育、母語母文化教育、多文化共生・社会活動参加への支援
		教科等の授業

## (2) 「特別の教育課程」による日本語指導の時間数

日本語の能力に応じた特別の指導の週当たりの授業時数については、当該生徒の状況等を十分に考慮し、過度な負担とならないように配慮することが必要。なお、生徒の日本語の能力等の実態を踏まえて、高等学校等入学直後における集中的な指導や週当たりの授業時数の段階的な設定等、弾力的な運用にも留意することが必要。

### <特別の教育課程による日本語指導時間数決定の例(2年次生)>

日本語の力は、他の日本語指導が必要な生徒に比べて低い。文系コースであるが、現時点で文系選択科目として置かれている地歴のB科目(3単位)を学ぶには困難があると考えられる。将来はビジネス系に進みたいと考えており、大学の入学者選抜等でも地理・歴史のB科目までは必要ない。そこで、この選択科目の時間を「特別の教育課程」による「日本語指導の時間」とする。

「個別の指導計画」としては、学校設定科目「日本語」の2単位と合わせ、日本語の力の向上を図る。

### (3) 単位の認定に当たって

学習成果が、個別に設定された目標から見て、満足できると認められる場合、単位を認定する。評価・単位認定では、次のことが重要となる。

① 生徒が目標の実現に向けてどのように変容しているかを、指導目標に照らして適切に評価する。

対象となる生徒の日本語の能力や学習成果には、積極的に学習活動に参加しようとする意欲や態度についても、学習評価を行うことが求められる。

「特別の教育課程」による日本語指導を通じて学校生活を送るとともに、各教科の学習に日本語で取り組むための日本語の能力がどの程度向上しているか、またどのような課題があるのか等を把握。

② 日本語能力に配慮して適切な評価を行うように工夫することが求められる。

例：授業中の観察、発表・スピーチ・作文等の成果物の確認など様々な方法を活用した総合的に把握する工夫

③ 日本語指導の学習評価の結果については、生徒の担任教員や教科担当教員とも共有し、在籍学級における各教科等の指導の参考にすることが望ましい。

# 6 「個別の指導計画」の作成

## (1) 指導計画の項目

「個別の指導計画」を作成する場合は、次のような項目で構成。

ただし、対象の生徒や各地域の取組の実情に応じて項目等を工夫すること。

### ①生徒に関する記録

- ・名前 ・性別(LGBTQ生徒への配慮) ・生年月日 ・国籍 ・在留資格等
- ・家庭内で使用する言語 ・入国年月日 ・学校受入年月日 ・生育歴
- ・学習歴 ・家族構成、家庭の状況 ・学校内外での支援の状況 ・進路希望

### ②指導に関する記録

- ・日本語の能力 ・指導目標、内容、形態 ・指導者の名前 ・指導場所
- ・授業時数、指導期間 ・指導内容と方法に関する評価及び学習状況の評価



## (2) 「個別の指導計画」(様式案)

個別の指導計画				
記入日				
記入者				
日本語の学習歴 (入学まで)	〇年～〇年 場所、期間、頻度、内容等 〇年～〇年 〇年～〇年			
日本語の能力 (1年次)	聞くこと□ 話すこと□ (やりとり□ 発表□) 読むこと□ 書くこと□		定期的に把握し、指導計画とは別に、記録を残します。	
日本語の到達目標				
	全体の目標	3側面の日本語の目標		
		生活適応とコミュニケーションのための日本語	学習に参加し思考するための日本語	自己実現とアイデンティティ形成を支える日本語
4年次				
3年次				
2年次				
1年次				

日本語指導計画					
学年	1年次		2年次	3年次	4年次
課程 特別の教育	日本語プログラムB				
	日本語プログラムD				
	放課後補習				
科・科目 学校設定教科・科目	言語と文化I				
	地域社会とキ				
科目(取り出し・入り込み指導)	国語				
	公民				
	情報				
その他	キャリア支援				
	母語・母文化				
	多文化共生				

← 各学年の科目・支援を緑色の欄に記入し、内容を右に書き加えます

日本語指導(特別の教育課程としての)の他に、学校設定教科・科目による日本語等の指導教科学習支援(取り出し指導・入り込み指導)加えて、キャリア支援・母語・母文化活動、多文化共生のための活動なども含めて計画を立てましょう。

※修了までの履修計画と合わせて計画してください。

### (3) 「個別の指導計画」の活用と見直し

- 対象となる生徒の日本語の能力や生活・学習の状況、学習への姿勢・態度等の多面的な把握に基づき、指導の目標及び指導内容を明確にすること、および生徒の日本語の習得状況を踏まえて、定期的に見直すことが必要。
- 指導計画の作成・管理や学校間の引継ぎに際しては、個人情報 の取扱いについて十分な配慮が必要。



# 7 日本語の学習目標と指導

## (1) 学年と課題による構造化ー

<日本語教育の3つの課題>

- 1) 学校・社会生活への適応とコミュニケーションのための日本語の力の育成
- 2) 学習に参加し思考するための日本語の力の育成
- 3) 自己実現とアイデンティティの形成を支える日本語の力の育成

	全体の目標	3側面の日本語の目標		
		生活適応とコミュニケーションのための日本語	学習に参加し思考するための日本語	自己実現とアイデンティティ形成を支える日本語
3年(卒業時)				
2年				
1年				



## (2) 例 日本語の学習目標

- コミュニケーション、学習参加、自己実現のための日本語の目標
- 各学年の習得・発達をイメージして目標を構造化

### <滞日期間の短い1年生の場合:3側面の目標の例>

生活適応とコミュニケーションのための日本語	趣味や嗜好、身近な出来事について社交的なやりとりができ、わからないことや困った場合には、日本語で質問や要求したり、支援の依頼をしたりして問題解決のために行動することができる。
学習参加し思考するための日本語	教科の用語について母語で調べたり、教員や支援者によるやさしい日本語での説明を受け、学習経験のある教科については日本語で理解し、質問をしたり質問に答えたりすることができる。学習経験のない教科については母語での支援を得て理解したことを、日本語に結び付けて学ぶことができる。
自己実現とアイデンティティ形成を支える日本語	自身の文化や行動様式と日本のそれとの違いに関し、日本語の学習や異文化接触で生じる問題を調べる活動を通じて客観的に捉えるとともに、違和感や疑問を相互に伝え合い、理解を深めるよう行動することができるようになる。

# (3) 日本語の4タイプのプログラム

目標 → 指導内容・方法の決定 → プログラム化・・・4タイプを提案  
複数のプログラムの配置により日本語指導計画を作成

## プログラムA 「生活のための日本語」

来日後の日本での学校・社会生活を送るために必要な基本的な日本語の語彙・表現を学ぶプログラム。日本語を使って困難や問題を解決するために行動できるようになることを目標とする。

## プログラムB 「日本語基礎」

日本語の基礎的な構造・意味・機能を理解し、生徒の生活場面や学習場面で運用できるようになることをねらいとする。日本語基礎は日本語の学習経験がない生徒を対象とし、順にⅠ→Ⅱ→Ⅲと積み上げて学ぶように構成されている。

## プログラムC 「技能別日本語」

まとまりのある内容の文章・談話を聞いたり、話したりする力、そして、読んだり書いたりする力、を高めるプログラム。タスク(課題)を設定し、そのタスクを遂行するプロセスで、学習した日本語の基礎的な構造・意味・機能に関する知識を活性化し運用することを促す。

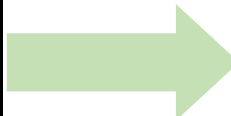



## プログラムD 「日本語プロジェクト」

外国人生徒が共生社会の一員として自己を実現し、よりよい社会をつくるために、実際に問題・課題を解決する活動(プロジェクト)を通して、思考し、判断し、表現するためのことばの力を高めることをねらいとする。

# (4) 目標に基づく日本語指導計画 ー日本語プログラムの組み合わせー

<タイプAの生徒の場合>

滞日期間が短く、日本語学習経験がほとんどない生徒を対象にイメージしたものです。  
学年相応の母語の力や思考力などがあり、言語を分析的に捉えることや、自分で学習する力があることを想定しています。

	1年	2年	3年	4年
プログラムA「生活のための日本語」				
プログラムB「日本語基礎」				
プログラムC「技能別日本語」				
プログラムD「日本語プロジェクト」				

日本語プログラムA～Dを組み合わせ、日本語の指導計画を立てる



東京学芸大学 先端教育人材育成推進機構  
外国人児童生徒教育推進ユニット 研修用動画 2024～

# 高等学校における日本語指導の制度化 「特別の教育課程」としての 編成・実施について

< 3 >

外国人児童生徒教育推進ユニット  
齋藤ひろみ・見世千賀子（東京学芸大学）



東京学芸大学 先端教育人材育成推進機構  
外国人児童生徒教育推進ユニット 研修用動画 2024～

# 高等学校における日本語指導の 現状と課題

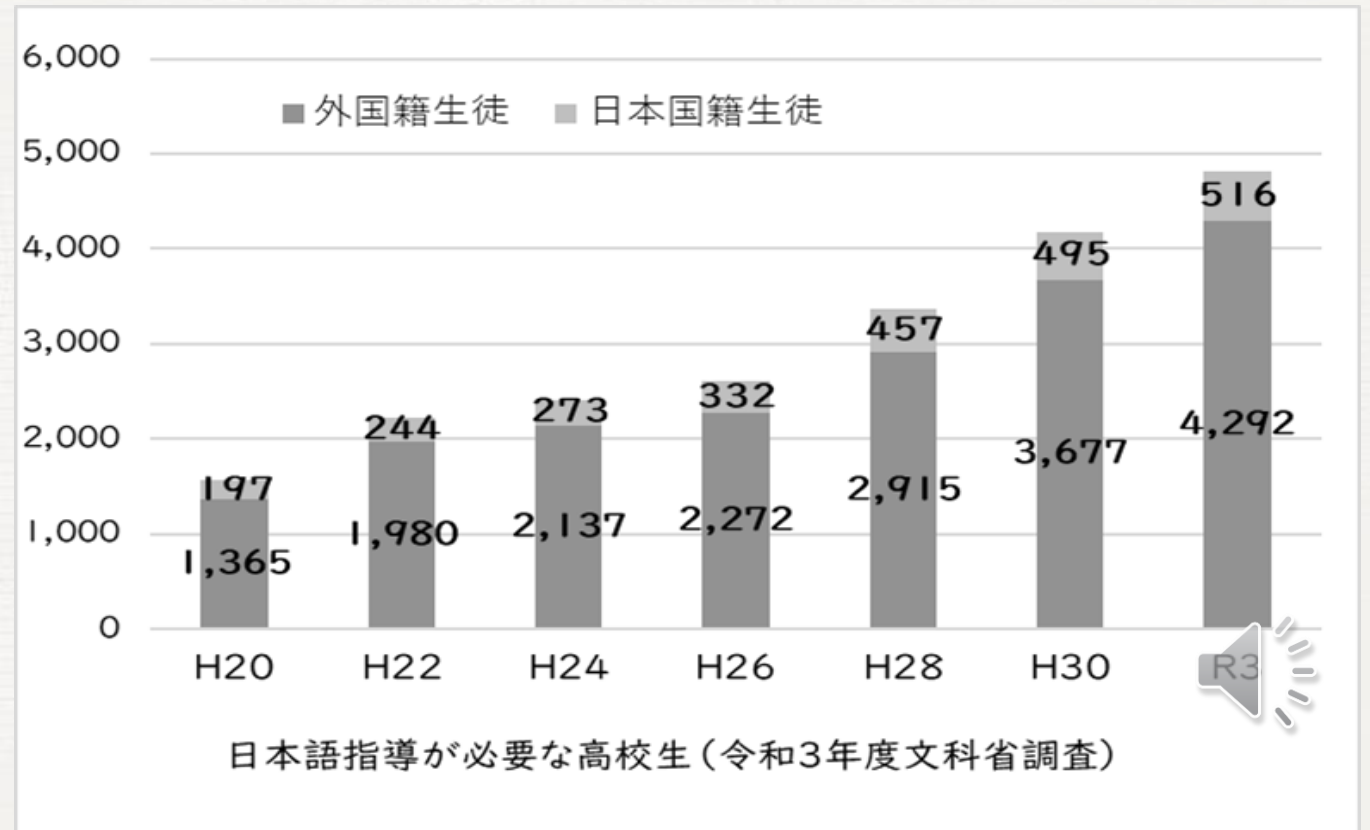


# 令和3年度文部科学省調査 日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査

高等学校（公立）の  
日本語指導が必要な生徒  
4,808人

外国籍4,292人  
日本国籍516人

10年で、2.2倍



## 高等学校における日本語指導が必要な生徒数（課程別）（人）

	全日制		定時制		通信制		合計	
	R3	H30	R3	H30	R3	H30	R3	H30
外国籍	2,041	1,569	2,197	2,088	54	20	4,292	3,677
日本国籍	268	232	242	253	6	10	516	495
計	<b>2,309</b>	1,801	<b>2,439</b>	2,341	<b>60</b>	30	4,808	4,172

## 日本語指導が必要な高校生等の中途退学・進路（％）

	中途退学率		進学率		非正規就職率		就職も進学もしていない生徒の率	
	R3	H30	R3	H30	R3	H30	R3	H30
日本語指導が必要な高校生等	<b>6.7%</b>	9.6%	<b>51.8%</b>	42.4%	<b>39.0%</b>	40.0%	<b>13.5%</b>	18.2%
全高校生徒	1.0%	1.3%	73.4%	71.1%	3.3%	4.3%	6.4%	6.7%

## 2 令和3年度東京学芸大学 調査より

(文部科学省委託事業「高等学校における日本語指導体制整備事業」)

### ①質問紙調査

調査期間 2021年8月～9月上旬

対象校数 国公立私立高等学校4,871校 回収数 1590校

在籍校数 1,590校中880校に外国人生徒等が在籍

在籍生徒数 9,964人

### 外国人生徒等が在籍する学校・生徒数

設置者 単位(校)		課程									生徒数
		全日制			定時制			※その他(通信制等)			
		全体	枠有	枠無	全体	枠有	枠無	全体	枠有	枠無	
国立	2	2	1	1	0	0	0	0	0	0	9
都道府県立	708	536	124	412	170	19	151	2	0	2	7,184
市町村立	45	31	7	24	13	1	12	1	0	1	424
私立	125	123	25	98	2	0	2	0	0	0	2,347
合計	880	692	157	535	185	20	165	3	0	3	9,964

## 日本語指導が必要な生徒・指導を受けている生徒の人数・割合 (入学者選抜特別定員枠の有無別)

枠有／無 ・入学者選抜 利用枠	外国籍生徒		日本国籍生徒		全体	
	日本語指導が 必要な生徒数 とその割合	指導を受けて いる生徒数と その割合	日本語指導が 必要な生徒数 とその割合	指導を受けて いる生徒数と その割合	日本語指導が 必要な生徒数 とその割合	指導を受けて いる生徒数と その割合
枠有校 ・特別	1,504人 (84.3%)	1,319人 (87.7%)	150人 (52.8%)	129人 (86.0%)	1,654人 (81.0%)	1,448人 (87.5%)
枠有校 ・一般	580人 (49.8%)	228人 (39.3)%	182人 (25.3%)	39人 (21.4%)	762人 (40.5%)	267人 (35.0%)
枠無校 ・一般	1,505人 (42.9%)	828人 (55.0)%	462人 (18.6%)	151人 (32.7%)	1,967人 (32.9%)	979人 (49.8%)
合計	3,589人 (55.8%)	2,375人 (66.2%)	794人 (22.8%)	319人 (40.2%)	4,383人 (44.2%)	2,694人 (61.5%)

## 外国人生徒等の実態 I (ヒアリング調査より)

- 複雑な家庭環境、一人親家庭、親の失業や病気等で経済的に不安定な状態に置かれている。  
昼間は親の代わりに兄弟姉妹の世話をする生徒、家事のほとんどを担っている。  
昼間に働いて得た給料を、家庭を支えるために使っている。  
高等学校卒業後に進学を希望していても経済的問題で断念し、アルバイトや派遣社員として働く。
- 保護者の考え方で教育の機会に制約があり、社会参画のイメージが乏しい。  
女性が家事を担うという文化のため、家庭内での家事負担が大きい。  
親の派遣先で働くという安易な選択や正社員ではなくアルバイトを希望。
- 学びへの意欲や将来への意識は、個人の差が大きい。  
「日本の高等学校を卒業して自分の進路選択の幅を広げたい」と入学してくる生徒は進路意識が高い。  
日本に住み続けることが家族の中で決まっている生徒は見通しを持った進路意識がある。

## 外国人生徒等の実態2（ヒアリング調査より）

- ・ 高等学校の入学者選抜における特別定員枠や特別の配慮がないため、県立高等学校への進学の高壁が高く、経済的に余裕のない生徒は、受け皿となっている私立の高等学校にも行けず高等学校に進学できない。
- ・ 入学した高等学校で、日本語や学習面で十分な支援が得られず、授業についていけずに欠席しがちになり、出席が足りず単位が修得できずに学校をやめてしまう。また、出席しても定期考査で点数が取れず、単位が修得できないために、中途退学してしまう。

### 浮かび上がる生徒たちの現実

厳しい経済的状況が生徒の学習意欲や将来への選択に影響  
自己肯定感が低く、ロールモデル・将来のイメージの欠如



### 3 外国人児童生徒等教育に関する施策

令和2年（2020年）「外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議」  
⇒ 高等学校における受け入れ充実の政策提言

令和3-4年（2021～2022年）高等学校における日本語指導体制整備事業

- 1) 「高等学校における日本語指導の在り方に関する検討会議」報告書  
『高等学校における日本語指導の制度化及び充実方策について』  
⇒ 2022年3月省令改正、2023年4月施行

日本語指導が「特別の教育課程」として実施可能に

- 2) 委託事業（東京学芸大学受託）  
高等学校の日本語指導体制に関する実態調査  
指導体制の充実のため『手引』『ガイドラインの作成』

令和5年（2023年）高等学校における日本語指導体制の充実に関する調査研究  
ウェブサイトにて成果公開：



# 中央教育審議会答申（令和3年1月）

「令和の日本型学校教育の構築を目指して」より

総論 4 「令和の日本型学校教育」の構築に向けた今後の方向性

(1) 学校教育の質と**多様性、包摂性**を高め、教育の機会均等を実現する。

・・・略・・・生徒指導上の課題の増加、**外国人児童生徒数の増加**、通常の学級に在籍する発達生涯のある児童生徒、子供の貧困の問題等により多様化する子供たちに対して個別最適な学びを実現しながら学校の多様性、包摂性を高めることが必要である。・・・略・・・（p.29）



## 各論5 5 増加する外国人生徒等への教育の在り方について

### (1) 基本的な考え方

- 外国人の子供たちが…略…**共生社会の一員**として**今後の日本を形成**する存在であることを前提に、…略…。
- …略…**キャリア教育**や相談支援などを包括的に提供することや、子供たちの**アイデンティティの確立**を支え、自己肯定感を育むとともに…略…**母語、母文化の学び**に対する支援に取り組むことも必要である。
- …略…**多様な価値観や文化的背景**に触れる機会を生かし、多様性は社会を豊かにするという価値感の醸成やグローバル人材の育成など、**異文化理解・多文化共生の考え方**に基づく教育に更に取り組むべきである。

## 外国人児童生徒教育 推進ユニット



本ユニットについて 調査研究事業 開発事業 研修事業 受託事業 お問い合わせ

# 本ユニットのウェブサイトについて

本動画の内容を含む『手引』『ガイドライン』は次のウェブサイトでアクセスできます。事例も豊富に採録しましたので、是非ご覧ください。

**本ユニットのウェブサイト：**

<https://kodomonihongo.u-gakugei.ac.jp/>

同サイトには、文部科学省「高等学校における日本語指導体制の充実に関する調査研究」事業（令和5年度・2023年度）の成果として、外国人生徒等教育・日本語指導の取り組み事例（研修会での報告）を公開しています。その他、「特別の教育課程」を編成し日本語指導を実施している高等学校の例を紹介したリーフレットを配布しています。

## 2) リーフレット「高等学校における日本語指導と学習支援—「特別の教育課程」の制度を活用して—」

文部科学省委託「高等学校における日本語指導体制の充実に関する調査研究」（令和5年度）の成果物として、「特別の教育課程」による日本語指導に関するリーフレットを作成しました。高等学校においても「特別の教育課程」を編成して日本語指導を実施することが可能になりましたが（令和5年4月施行）、その制度の説明と、制度に関してよく質問を受ける内容をQ & Aとして掲載しました。また、本事業の一環として視察させていただいた高等学校の取り組みから、本制度を活かした教育課程の編成、条件や状況に応じた制度の活用、日本語指導の内容・方法の工夫を、事例として紹介しています。本制度の理解と、高等学校の日本語指導、外国人生徒教育の体制の整備、外国人生徒等の実態に即した「特別の教育課程」の編成、そして日本語指導の質的向上等のために、是非、参考にさせていただきください。

リーフレット「高等学校における日本語指導—「特別の教育課程」制度の活用に向けて—」（2023年度）





東京学芸大学 先端教育科学省人材育成推進機構  
外国人児童生徒教育推進ユニット 研修用動画 2024～

〒 184-8501 東京都小金井市貫井北町4-1-1  
東京学芸大学 先端教育人材育成推進機構  
外国人児童生徒教育ユニット

<https://kodomonihongo.u-gakugei.ac.jp/>

